

第 9 章

資金の調達と運用



当時の新聞記事

第1節 資金計画

資金面から わが国では、通常受益面積3,000 ha以上の土地改良事業の
みた特色 場合、まずダムおよび幹線水路などの基幹施設を国営事業として、毎年度他の部分の予算規模とのつりあいを考慮しながら施工し、それに関連する支線水路などを県営事業、さらに末端工事を団体営事業として施工するという順序になっている。このため、全工程が完了するのに十数年を要するのが通例である。したがって、もし愛知用水事業が、この一般の土地改良事業と同じような手順で施工されていたならば、15年～20年、あるいは、さらにそれ以上の長期間を要したであろうといわれている。現に公団が昭和36年に国から引継いで、42年度には完成する予定にしている豊川用水事業は、すでに、昭和24年9月に着工されたものである。工期が長期にわたれば、その人件費や金利負担だけでも相当な額になるし、投下資本の経済効果が発生するまでに長期間を要するのでは、資金効率はきわめて悪くなる。したがって、愛知用水事業のように、水源から末端までの工事を一貫して施工し5年間で完了するという事は、特筆されるべきことであった。

さらに、愛知用水事業では関連事業として、発電・都市用水の専用施設の建設資金も、それぞれの事業者に全額を低利で供給した。このことも普通の場合、発電事業と工業用水道事業は通産省が、上水道用水事業は厚生省が、それぞれ独自の立場から、他の地域の同種事業とのバランスを見ながら、その事業の認可をするという建前である。そして、それらの事業者は建設資金について、別途補助金もしくは政府資金の借入れ、あるいは公営企業金融公庫、市中銀行などからの借入れなどで資金調達をしなければならない。資金の調達面から、事業の進ちょく計画が制約されることは、土地改良事業の末端工事と同様な立場であり、また金利負担も割高になる。しかし、愛知用水事業では、同時効果の発生を目ざして、関連事業も含めて一貫施工方式を採り、その建設工事の進行速度を高めるため、すべての資金を一括して調達す

資金の調達と運用

るといふ裏付けがなされた。また、この発電および都市用水の専用施設の供給資金は、建設終了後、20年間にわたって返済すればよいことになっているので、この面においても相対的に有利な扱いをうけることになる。このことは、農業部門における県の立場についても同様である。農業部門の負担については、土地改良事業の現行制度としては、国と県がそれぞれ受益農民とともに建設費を負担することになっている。そして、県は、国営級事業であれば、事業完了の翌年度に県費または交付公債により、県営級事業であれば建設期間中毎年度その負担割合に見合う額を、自己の財政負担において支払わねばならない。これに対して、愛知用水事業においては、いちおう公団事業として支出し、建設工事終了後に15年間にわたって年賦均等償還によって返済する方式がとられているので、地方財政にとっては、水道事業の返済方法とともに、きわめて魅力のあるものになっている。

このようにして、愛知用水事業は一貫施工、同時完工という特色をもっていただけでなく、地方財政からみた場合、先行投資による巨額資金の固定化を避け、長期的計算による事業計画への参加の道が大きく開かれたともいえる。また、社会資本の形成が、たち遅れているといわれているわが国において、この種の事業に、長期低利の政府資金が、集中的に投下されるということは、資金効率の面からみても大きな意味をもっている。

世銀交渉にお 愛知用水事業は、すでに昭和23年(1948)ごろから地元有ける資金問題 志によって検討され、翌24年には、農林省の現地調査が行なわれ、26年には名古屋市に農林省木曾川総合農業水利調査事務所(以下木曾調事務所と略称)が開設されている。

この事業遂行に外貨を導入しようとする動きは、26年に農林省から当時のG.H.Q.を通じて、国際復興開発銀行(以下世銀と略称)への進達方を依頼したときに始まる。翌27年には、世銀の第1回ドール(Russel H. Dorr)調査団が現地を視察し、28年には、世銀副総裁ガーナー(Robert L. Garner)が来日し、その融資について農林省と折衝が行なわれた。こうして、29年2月

には、世銀総裁ブラック (Eugene R. Black) は大蔵大臣 小笠原三九郎に、
 ① 日本の経済開発のためには、土地改良事業が重視されるべきこと ②
 世銀は日本政府の要請があれば、農業開発のための調査団を派遣する用意
 がある旨の書簡をよせた。そして、同年7月には、ドールを主班 (8月末デフ
 リース (Egbert DeVries) と交替) とする農業調査団が来日し、2カ月余にわ
 たって調査した。

この農業調査団は、30年2月に日本政府に報告書を提出し、借款対象事業
 として有望なものの中に、愛知用水をとりあげ、さらに、1,000万ドル (36億
 円) の借款供与の用意があることを明らかにした。農林省では同年5月に、
 再び来日したドール、デフリースと借款受入れに必要な法制・資金計画・事
 業計画などについて折衝し、具体的な計画として国会に提出する運びになっ
 た。(これに先立ち、29年に世銀のデフリースの作成した投資計画の概要は、表9—1お
 よび表9—2のとおりである。)

表9—1 事業費内訳 (単位：百万円)

区 分	国営事業	県営事業	団体営事業	発電用施設	計
国庫支出	12,240	3,480	600	—	16,320
余農資金	5,400	—	—	—	5,400
世銀借款	3,600	—	—	—	3,600
その他の		(上水・工業) 1,850	900	750	3,500
計	21,240	5,330	1,500	750	28,820

- 1 国庫支出163億2,000万円の中には、政府資金90億円の借入金 (金利5%) を含み、残りの73億2,000万円は補助金
- 2 余農資金の54億円 (1,500万ドル) は、米国余剰農産物の受け入れに伴う円資金で贈与とする
- 3 世銀借款は1,000万ドル、金利5%
- 4 上水道、工業用水の18億5,000万円は県費負担
- 5 団体営事業の9億円は、余農資金からの借入金 (金利3%)
- 6 発電用施設の7億5,000万円は電力会社負担

資金の調達と運用

表9-2

資金調達年次別計画

(単位：百万円)

区 分	年 度						
	第1年度	2	3	4	5	計	
国庫	補助金	1,039	1,667	1,459	1,414	1,741	7,320
	借入金	2,000	—	3,000	3,000	1,000	9,000
余農資金贈与	1,800	1,800	1,800	—	—	5,400	
世銀借款	1,800	1,800	—	—	—	3,600	
余農資金借入	—	—	—	900	—	900	
県 費	—	—	555	555	740	1,850	
電力会社	—	—	—	300	450	750	
計	6,639	5,267	6,814	6,169	3,931	28,820	
建設利息	950	360	450	327	50	2,137	
合 計	7,589	5,627	7,264	6,496	3,981	30,957	

世銀がこの開発事業にその資金を融資するに際し、もっとも関心を示したのは、この事業を担当する事業主体と資金の確保についてであった。「愛知用水事業は、大規模総合開発事業であるので、資金効率のロスを避けるためには、それだけの資金と人員を確保する必要がある。日本の財政規模では、一般会計の中で、これらを確保することは到底不可能と思われるので、公社方式を採用することにした。」とする日本政府の見解に、世銀は積極的に賛成し、公社が企業体として独立性を確保することを強く要望した。

さらに世銀は、この公社は独立精算制 (Self-Liquidating) を基礎とすべきであるとして、会計経理の面における明確性を期待し、政府では行ない得ないような減価償却も、公社であれば行なうことができるし、独立の財務諸表の作成も可能になるとして、公社方式に賛成した。

そしてまた、「例えば、電力会社や水道事業者等に水を売る場合、公社は準商人の立場になる。この料金について、為替レートが円安の場合には、外貨借款の返済に要する円資金は増加することになるが、このときは当然国内物価も騰貴するであろうから、水の代金も値上げし得ることになる。これは政府よりも準商人である方がやりやすい。T.V.A. (Tennessee Valley Authority) は政府機関ではあるが、私的企業の弾力性と機動性をもっている。愛知用水公社も同じような性格をもたせるべきであろう。」とも主張した。

当初農林省は、建設資金のうち、世銀借款以外の円資金については、その全額を余剰農産物資金融通特別会計資金（以下余農資金と略称）を導入し、建設終了後において、国の負担分に見合う補助金を年々交付して、受益者からの徴収金と合わせて借入金の返済に充当する方式を考えていた。これに対して世銀は、国からの補助金が長期にわたるため、議会勢力分野の変更や財政状態の悪化からくる資金上の不安定を危惧した。その後、建設資金の財源としては国の補助金や、余農資金以外の政府資金も考えられるようになったが、世銀は公社の資金的独立性を確保するために、補助金よりも出資金を要望し、借入金のわくは、建設終了後の収入見積額のわく内におさえるべきことを主張した。そして、事業効果を発揮するためには、一定の年限内に、すべての建設工事を完成させなければならないが、これには、所要資金を必要に応じて、すぐに用意できる体制が確立されなければならないという基本的態度を示した。

このようにして世銀は、建設期間中の事業資金調達計画および建設終了後における公社の正確な見積計算の基礎にたつ収支計画表の提出を求め、所要資金の確保について、政府の確約を要望した。これは、世銀の財政上の見地から建設工事が遅れたり、あるいは借入金の返済に支障をきたすようなことになることをおそれたからであった。

公団設立当初　公団法の制定にあたり、農林省は事業計画をとりまとめた
の資金計画　が、そのうち、資金計画に関する部分の概要はつぎのとおり

資金の調達と運用

である。

事業費は総額 321 億円で、その内訳は表9-3に示すとおりであるが、この建設費は国庫補助を除いた残額について県および受益者で負担することになっている。そして負担額の算出にあたっては、「電源開発促進法第6条第2項の規定による費用の負担の方法および割合の基準に関する政令」(昭和28年6月10日、政令第104号)の方式によって、それぞれ負担することになった。

この計画における農業、電力および水道の各部門の負担額は、表9-4のとおりであり、さらに各部門内の事務費および建設利息を加算した負担金は、表9-5に示すような額であった。

そして、これらの資金の建設期間中の調達額は表9-6のようになる。このうち国庫補助金は、建設期間中に国庫より繰り入れ、返済する必要はない。世銀借款は、輸入建設機械および技術援助の経費に充当するものとし、金利は5%、建設期間中は据え置き、据置期間を含めて25年償還である。

表9-3 事業費内訳

(単位：百万円)

項 目	金 額
え ん 堤	5,215
幹 線 水 路	9,054
支 線 水 路	4,500
補 助 た め 池	915
開 墾	2,200
発 電 施 設	702
水 道 施 設	2,444
雑 費	2,500
予 備 費	2,500
計	30,030
公 団 事 務 費	2,098
合 計	32,128

工事終了時における工事中用機械の残存価格は、19億1,000万円である。したがって、本事業の純事業費は、300億3,000万円 - 19億1,000万円 = 281億2,000万円である。

表9-4

各 部 門 負 担 額

(単位：百万円)

部 門	ダ ム	幹 線 水 路	専 用 施 設	計
農 業	5,024	9,312	8,368	22,704
電 力	986	—	867	1,853
水 道	255	470	2,838	3,563
計	6,265	9,782	12,073	28,120

表9-5

負担金徴収区分

(単位:百万円)

負担区分		総事業費	機械残存価格	純事業費	事務費	建設利息	負担額計	年償額	償還条件
農業	国庫	12,573	855	11,718	1,802	—	13,520	—	6.5% 15年 { 3.65%~6.5% 10~15年
	県	3,758	236	3,522	124	655	4,301	459	
	農民	8,160	696	7,464	—	684	8,148	933	
	小計	24,491	1,787	22,704	1,926	1,339	25,969	1,392	
電力	共用	1,049	63	986	88	753	2,694	296	
	専用	867	—	867	—				
電力	小計	1,916	63	1,853	88	753	2,694	296	9% 20年
水道	共用	785	60	725	84	604	4,251	386	
	専用	2,838	—	2,838	—				
水道	小計	3,623	60	3,563	84	604	4,251	386	6.5% 20年
計		30,030	1,910	28,120	2,098	2,696	32,914	2,074	

- 1 総事業費から建設機械の残存価格を控除し、これに事務費と建設利息を加えた額を負担額とした
 2 建設利息の負担は ① 国庫負担分には算入しない ② 県は6.5% (資金運用部地方債引受条件) ③ 農民は6.5% (農林漁業金融公庫融資条件) ただし、国営分および入植者負担分については加算しない (開拓者資金融通法の条件) ④ 電気、水道はそれぞれ9%、6.5%として計算した

表9-6 資金調達額 (単位:百万円)

区分	金額
国庫補助金	11,718
世銀借款	3,600
余農資金	2,450
その他借入金	{ 事業資金
	{ 元利支払資金
小計	14,994
計	32,762

資金の調達と運用

余農資金は、31年以降の余剰農産物買付計画が未定のため、30年度分のみを予定した。金利は4%、据置期間3年を含めて25年償還としていたが、以上の資金で不足する事業資金143億6,000万円と、建設期間中の余農資金の元利支払資金6億3,400万円（据置期間中は利息のみ、その後は元利とも半年ごとに返済することになる）は、その他借入金とし、借入条件などについては、現段階では予測することができないので、いちおう余農資金に準じて取り扱うことにした。ただし、31年以降において余剰農産物の受け入れが行なわれるときは、この余農資金を借り入れることになるので、その他借入金の部分は変更されることになる。

建設が終了した後は、公団は受益者から表9—5に示す償還額を年々徴収して借入金を返済する。（ただし、国庫補助金は事務費分を除いて、建設期間中にその全額を交付することにした）したがって、この点に関する限り、前に述べた世銀の危惧（建設終了後、長期にわたる国からの補助金が、公団資金繰りに与える政治面からの好ましくない影響など）は、ほとんど解消したことになる。また、公団事務費についての国庫負担分は、補助金として公団に交付しないで、いちおう公団は借入金による金で支出し、建設終了後に公団の年々の収支余剰でまかなうこととされた。なお、表9—5における負担金の償還条件のうち、電力の金利9%は、電力会社が電源開発をする際の実効金利であり、期限20年は、日本開発銀行融資の30年に比べて短かいので、関西電力株式会社（以下関西電力と略称）との負担金契約の際には再検討することとし、水道の年償還額3億8,600万円は、純収益見込額を上回るので、将来償還期限の延長など、必要な措置をするという条件がつけられた。

世銀借款
契約時の
資金計画

このように、愛知用水事業は公団を設立して建設事業に着手することになったが、細部の事業費の積算や資金調達の財源措置などについては、不確定要素を伴ったままであった。その後、昭和32年になって、事業費の概算予定額を定め、余農資金からの融資額もほぼ見通しがつき、同時にまた、世銀借款の交渉も、開発事業としての経済効果、

技術援助の細目、事業資金の財源、借入金の返済計画などについての説明ないしは打合わせを重ねて、ようやく同年8月9日、借款契約に調印する運びとなった。この時における事業費は総額331億円で、その内訳は表9-7のとおりである。

建設資金の調達財源は、前に述べた予定額より大幅に変更された。すなわち、建設期間中に全額交付を予定していた国庫補助金は、他の地域における土地改良事業との均衡をはかる意味もあって総額137億5,000万円のうち86億円は工事期間中に、残額の51億5,000万円は建設終了後2年間で交付されることになった。また、当初1,000万ドルを予定していた世銀借款額は、輸入機械および技術援助などの内容の具体化に伴い、700万ドル(25億2,000万円)とされた。金利は5.75%、ほかに未借入残高に対する約定手数料として、年0.75%、36年5月まで据え置き、据置期間終了後16年間の元利均等半年賦償還という条件であった。

これまでの計画で、建設資金の調達財源としてもっとも不安定であったのは、円資金における余農資金であった。円資金のうち補助金以外はそのほとんどを、余農資金に依存しようとしていたが、その金額は不確定のままであった。しかし、30年5月には、「農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」が調印され、新らしく「余剰農産物資金融通特別会計」が設置された。これは米国から買い入れる余剰農産物代金のうち、米国政府から貸与される分を財源として、電源開発および農地開発など日本経済の発展のために資金貸付を行なうものである。

表9-7 事業費内訳

(単位：百万円)

項 目	金 額
え ん 堤	4,309
幹 線 水 路	9,654
支 線 水 路	4,010
補 助 た め 池	1,382
開 墾	1,462
発 電 施 設	650
水 道 施 設	2,920
小 計	24,387
用 地 費	2,542
雑 費	2,540
予 備 費	1,331
小 計	6,413
計	30,800
事 務 費	2,300
合 計	33,100

資金の調達と運用

第1次協定分(30年度)は総額1億ドルであり、このうち贈与分1,500万ドル、円貨買付分8,500万ドルで、日本側借款分はその70%(5,950万ドル) 米国側使用分は残り30%とされた。第2次協定分(31年度)は、総額6,580万ドル全額が円貨買付で、日本側借款分は75%(4,935万ドル)、米国側使用分は25%とされた。

公団は、この資金から第1次分として17億円、第2次分として41億9,800万円(計58億9,800万円)を、金利4%、3年据え置き、据置期間満了後22年間の半年賦償還という条件で借り入れることとなった。これ以外の円資金は、資金運用部資金(以下運用部資金と略称)(金利6.5%、建設期間中は据え置き、据置期間満了後は20年間の元利均等半年賦償還を予定)に依存することとされた。これらを取りまとめると、表9-8に示すとおりである。

このように事業費および資金調達財源の具体化に伴い、負担金の徴収区分や借入金の返済計画も修正されることになった。円貨の借入所要額が増加し、4%資金が6.5%資金に変更されたことは、建設終了後の公団収支を圧迫する要因として作用することになったので、当初は公団の収支余剰で負担することになっていた事務費についても、国庫補助金が交付されることになった。また、電力会社の負担金償還条件については、その後の折衝により、金利7.5%、20年償還という線で、関西電力と公団との間に協定が締結されることになった。水道事業者の償還条件は従前どおり6.5%、20年である。このときの負担金の内訳は表9-9のとおりである。

表9-8 資金調達額

(単位:百万円)

	項 目	金 額
所 要 資 金	事 業 資 金	33,100
	利 息 等 資 金	2,927
	計	36,027
調 達 額	国庫補助金	8,600
	世 銀 借 款	2,520
	余 農 資 金	5,898
	運 用 部 資 金	18,919
	そ の 他	90
	計	36,027

表9-9

負担金徴収区分

(単位：百万円)

負担区分	総事業費	残価 存格	純事業費	建利 設息	負担額	年還 償額	償還条件	
農業	国庫	14,454	933	13,521	—	—	他に予備費229 計13,750 6.5% 15年 3.65~6.5% 10~15年	
	県	3,978	265	3,713	665	4,378		466
	農民	9,004	551	8,453	1,504	9,957		1,110
	小計	27,436	1,749	25,687	2,169	14,335		1,576
電力	共用	1,124	76	1,048	221	2,133	209	
	専用	785	—	785	79			
電力	小計	1,909	76	1,833	300	2,133	209	7.5% 20年
水道	共用	835	62	773	120	4,112	373	
	専用	2,920	—	2,920	299			
水道	小計	3,755	62	3,693	419	4,112	373	6.5% 20年
計	33,100	1,887	31,213	2,888	20,580	2,158		

第2節 資金計画の改訂

所要資金 各方面からの注目と期待を荷なって進められてきた愛知用の増加水事業も、その建設過程は決して順調なものではなかった。昭和33年8月にこの地方を襲った台風17号は、現地観測所の過去24年間の最高記録と同程度の雨量をもたらし、ちょうど工事中であった牧尾ダムで、仮締切ダムが流失した。さらに翌34年9月には、伊勢湾台風が東海地方に襲来した。これらによる被害箇所の改修や、工期の遅れをとり戻すための経費は、相当の額にのぼることが予想された。

資金の調達と運用

さらに、実際に工事をする段階において、水路予定路線などの用地買収の交渉が困難をきわめ、やむなくその路線を変更したり、あるいは買収単価の引き上げに応じなければならないような状況が各所で続発した。路線の変更は地形の異なることを意味し、構造物の変更につながる場合が多い。開水路を予定していたところを、用地の取得不能などによりう回してトンネルや暗きょなどにすれば、工事費は著しく増加する。また、調整池の予定地点では当初から「ダム建設絶対反対」の地元の声が強く、公団職員の立入調査は全く不可能であったので、やむなく図上設計により推定工事費を算出した。しかし、立入調査が可能になった段階で行なった本格的な調査の結果は、予想以上に地質が不良で、この処理のため工法を大きく変えなければならないことが判明した。

このように、実際に工事がすすむにしたがっていろいろな障害が発生し、事業費はかなり増大する見通しとなったので、関係各省をはじめ愛知・岐阜県および受益関係者などと計画変更についての協議が始められた。この結果、事業費は表9-10のとおり総額331億円から423億円に改訂され、計画面積は当初の3万3,071 haから3万675 haに減少することになった。また、発電および水道施設も、それぞれ計画が変更された。

総事業費の増額は相当大幅であったので、資金の調達計画に大きく影響することはもちろんのこと、負担金の徴収額、ひいては建設終了後の公団の収支計画にも大きな修正をひきおこすこととなった。とりわけ、負担金は各負担者に直接関係するだけに、そのとりまとめには何回もの説明と打合わせが必要であった。公団は固有の自己資金をもっていないので、その事業に使われる金は、結局は誰かが負担しなければならないことになる。したがって、負担者は負担額の大小に関する限り、互いに利害相反する立場にもあるわけである。また、事業費が増大しても、経済効果がその増大に見合わなければ、簡単に負担金の増額に応ずるわけにはいかない。負担金増額の話合いが難航するのは当然のことである。事業費の増額が算定されてから、負担

表9—10

事業費比較

(単位：百万円・△は減)

項目	当初計画	変更計画	比較	増減の主な事由
えん堤	4,309	6,744	2,435	仮締切復旧、地すべり対策、道路補修など
幹線水路	9,654	11,927	2,273	路線変更による工種変更など
支線水路	4,010	6,083	2,073	路線変更および延長増など
補助ため池	1,382	1,983	601	土質不良による工事量、工種などの変更
開墾	1,462	1,425	△ 37	開墾面積の減
発電施設	650	785	135	予備費(当初より予定していた)からの振替え
水道施設	2,920	3,120	200	延長増などによる工事量の増
小計	24,387	32,067	7,680	
用地費	2,542	3,976	1,434	買収単価の増
雑費	2,540	2,540	—	
予備費	1,331	1,181	△ 150	他項目への充当のため減
小計	6,413	7,697	1,284	
計	30,800	39,764	8,964	
事務費	2,300	2,536	236	事業ピーク時の遅れによる延人員の増など
合計	33,100	42,300	9,200	

1 発電施設への供給金は、当初は全額供給する計画であつたが、今回の計画変更では、新設発電所の規模が大きく変つた(当初計画の最大出力1万4,000kwは、公団発足後1万kwとなり、更に3万4,000kwとなつた)ので、従来予備費の中に見積つていた額を当該項目に振替えるのみに止めた。したがつて、全額供給の原則は、結果的には一部供給ということになつた

2 建設終了時点における資産の残存価格は、輸入機械台数の減少および現有機械の使用時間の延長などにより、当初の8億8,700万円が10億9,100万円と見込まれることになつた。したがつて、純事業費は423億円-10億9,100万円=412億900万円となる

金の話し合いをつけるまでには1年以上かかり、迂余曲折はあつたが、大要

はつぎのようなところでまとまることになった。

共用施設費の農業・電力および水道の各部門への配分については、前回の331億円の計画時における各部門の負担率を、そのまま用いて算出した額をいちおうの目安として、新しい負担額を定めるという方向で了解し、電力会社は15億8,900万円、水道事業者は11億9,500万円を負担することになった。農業部門内の負担金については、農民負担金の10a当たり負担額を如何にするかが中心課題であった。ごく大まかに考えても、受益面積が10%減少して、総事業費が30%近くも増加したのであるから、他の条件が同じだとすれば、単位面積当たりの負担額は40%以上の増加となる。そこで農林省では、農民の10a当たり総償還額を331億円計画時の約4万3,000円程度にし、かつ各地目別の負担額の均衡を図るため、政令を改正するとともに、受益地域のほとんどを占める愛知県と協議して、政令外の特別負担をしてもらうこととした。

ちょうどこの頃、名古屋市を中核とする中京地区が、その産業構成を軽工業中心から重工業中心へと脱皮する時期でもあって、新たに名古屋南部臨海工業地帯に埋立地を造成し、東海製鉄株式会社（現富士製鉄株式会社名古屋製鉄所）を誘致するとともに、関連諸工業を周辺地区に集結しようとする動きが活発となり、それに要する工業用水が急激に増大する見通しとなった。そこで、この工業用水の事業者である愛知県は、愛知用水幹線水路の余裕断面を利用して、毎秒3 m³の追加水量を確保することを公団に対し申し入れた。この追加工業用水3 m³の供給は、受益農地の面積減による農業用水の減少と、さらに下流部に工業用水の専用貯水池を新設することにより可能となることが判明したので、その水路使用料として総額26億3,700万円の負担額を決定した。したがって、農業部門はこの額だけ軽減されることになったが、それでもなお、農民負担金は所期の額に達しなかったため、愛知県にいくらかの農民負担軽減のための特別負担をしてもらうことになった。

資金計画 以上のような変更に伴い、建設資金の調達計画も改訂され
 の改訂することになり、表9-11のように、国庫補助金は186億8,200
 万円となったが、建設期間中の補助金交付額は、当時の財政事情により逆に
 減少することになった。すなわち、当初の計画では、工事期間中に86億円の
 交付をうける予定であったが、35年度の予算編成時には、44億円の要求に対

表9-11 負担金徴収区分 (36年12月) (単位：百万円)

負 担 額	項 目 区 分		当 初 計 画			変 更 計 画		
			純事業費	建設利息	負担額	純事業費	建設利息	負担額
業 業	農 業	国 庫	13,521	—	13,521	17,730	862	18,592
		県	3,713	665	4,378	6,153	346	6,499
		農 民	8,453	1,504	9,957	8,598	492	9,090
	小 計	25,687	2,169	27,856	32,481	1,700	34,181	
電 水	道	力	1,833	285	2,118	2,142	233	2,375
		負担金 使用料	3,693	370	4,063	4,201	271	4,472
			—	—	—	2,385	252	2,637
計	31,213	2,824	34,037	41,209	2,456	43,665		
償 還 額	農 業	国 庫	13,750			18,682		
		県	6,990	1~15年	466	10,365	1~15年	691
		農 民	14,230	{ 1~10年 11~15年	{ 1,110 626	13,205	{ 1~10年 11~15年	{ 1,185 508
	電 力	4,180	1~20年	209	4,660	1~20年	233	
水 道	{ 負担金 使用料	7,460	1~20年	373	8,120	1~20年	406	
		—	—	—	5,679	{ 4~19年 20年	{ 289 1,055	
10a当農民償還額			{ 年額 1~10年 3,356円 11~15年 1,893円 総額 43,025円	年平均 2,869円	{ 年額 1~10年 3,863円 11~15年 1,656円 総額 43,048円	年平均 3,075円		

- 1 変更計画の国庫補助額は、負担額の185億9,200万円に予備費として9,000万円を加えた186億8,200万円である
- 2 国庫の負担額のうち、建設利息分としての8億6,200万円は、補助金の交付が翌年度以降に遅れることによる金利負担増額分に見合う額である

資金の調達と運用

して25億円しか認められなかったので、35年度までの交付累計額は19億円減の67億円になることとなり、残りの約120億円は、翌36年度から39年度までの4年間に、おおむね30億円ずつ交付されることになった。

一方、工事の進ちょく状況は、水害や用地交渉の遅延などもあって、当初予定していた35年12月までに終了することは不可能な見通しとなったので、その完了時期を36年3月まで延期することにした。そして、工事は35年度中に完了するものの、それらのしゅん工検査や通水テストによる手戻り工事などは、36年度となる可能性が強く、したがって工事代金などの支払いは、若干36年度にずれるものと予想された。この部分の支払充当資金として、国庫補助金を36年度当初において、さらに13億円交付をうけることにし、結局は、建設資金として80億円の補助金を予定することができた。

世銀資金については、事業費の増額問題が具体化するに先立って、工事設計の進ちょくとともに、国産機械使用の可能性も出てきて、当初予定していた外国製機械の輸入が必ずしも必要ではないことが判明してきたので、33年9月に借款契約の一部減額変更をした。工事中機械分として150万ドル、これに見合う利息分として20万ドルの計170万ドルを減額し、契約総額を530万ドルとした。

その後、事業費の増額問題の検討過程において、外国製建設機械の使用はできる限り圧縮するという方向で調査した結果、約30万ドルの節減が可能となった。しかし一方において、工事の進ちょく状況は前にも述べたように若干の遅れをみせていたので、外国技術顧問の滞在も延期させねばならなくなり、このため約4万ドルの外貨経費増を見込まなければならなくなってきた。結局、この増額分も工事中機械のわくをさらに圧縮することで補うこととなり、利息分の減少額10万ドルとともに、計40万ドルの減額を図ることとして、35年6月に再度契約額を変更し、表9-12のとおり契約総額は490万ドルと決定した。

表9—12

世銀借款額内訳

(単位：千ドル)

項 目	当初契約額	33年9月変更	35年6月変更	改訂契約額
設計・工事に関する 役務	1,500	—	40	1,540
工 事 用 機 械	4,400	△ 1,500	△ 340	2,560
畑地かんがいに関する 役務	40	—	—	40
工事期間中の利息・ その他経費	1,060	△ 200	△ 100	760
計	7,000	△ 1,700	△ 400	4,900

△は減少を示す

このようにして、事業費が増大したにもかかわらず、国庫補助金の工事期間内交付額および世銀借款額が減少したことは、円貨の借入額を増加させることになるので、低利の余農資金からの借り入れを図ることになった。ところで、余農資金の財源である米国からの余剰農産物買入れは、第2次協定（昭和31年度）まではなされたが、第3次協定以降は見送られていた。したがって、この特別会計の財源は、第1次および第2次協定の繰越分か、あるいはその運用収入しかないことになる。公団はこの会計の運用金に依存することにより、35年度に45億円（3年据置、据置満了後18年償還）36年度の建設資金充当分として17億円（3年据置、据置満了後17年償還）、計62億円の年利4%資金を借入れることが可能となった。

そして、これらの資金で不足する額は資金運用部資金に依存することとし、結局、工事期間中の建設利息を含めて表9—13の

表9—13 資金調達額

(単位：百万円)

所 要 資 金	項 目	金 額
資 金	事 業 資 金	42,300
	利 息 等 資 金	2,985
	計	45,285
調 達 額	国 庫 補 助 金	8,000
	世 銀 借 款	1,764
	余 農 資 金	12,250
	運 用 部 資 金	22,929
	そ の 他	342
計	45,285	

資金の調達と運用

ような建設資金の調達を予定することができることになった。

こうして、事業費の増額問題は、負担金および建設資金の調達関係などについて、ようやくその見通しがつくことになり、36年1月になって、正式に「事業基本計画」が改正され、それに基づいて公団は「事業実施計画」の変更手続きを行なった。

災害復旧資金 昭和30年10月、公団が設立されて以来、本格的に工事に取り組んできた愛知用水事業も、その途中多くの困難に遭遇してきたが、ようやく所期の36年春に待望の通水を迎えることになった。しかし予定された通水式（6月26日）の前日から降り始めた雨は集中豪雨となり、建設後まもない水路は、各所で大きな被害をうけた。被害状況（36.6梅雨前線豪雨）の調査の結果、災害復旧の所要事業費は表9-14のように、7億円をこえることが判明し、建設事業費の423億円とは別わくで、この復旧事業に直ちに着手することになった。そして、この負担については、「昭和36年6月の水害に係る施設の災害復旧事業に関する愛知用水公団法施行令の臨時特例に関する政令」（昭和36年12月11日、政令第411号）がとくに制定され、高い補助率が適用されることになった。この間、応急的にはその復旧事業に要する資金は、補助金と資金運用部からの借入金とでしのぐこととしたが、最終的には表9-15のような額を、それぞれ国・県および関係者が負担することになった。このうち、農民負担金は10年ないし15年償還であるが、それ以外のものは全額を36年度中に公団に支払うことになった。

表9-14

災害復旧事業費内訳

(単位：百万円)

項目	金額
えん堤	21
幹線水路	499
支線水路	141
開墾	51
小計	712
雑費	6
事務費	6
計	724

表9—15

災害復旧費負担額

(単位：百万円)

負担区分		事業費	支払利子	負担額
農 業	国庫	521	—	521
	県	137	4	141
	農民	53	4	57
小計		711	8	719
電 水	力	3	—	3
	道	10	—	10
計		724	8	732

このように全く予期しなかった集中豪雨のため、農業用水の通水は翌年に持ちこさねばならなくなったので、農民負担金の徴収開始時期も1年延ばすことになったが、農民以外の負担金は、当初の計画どおり36年度より徴収されることになった。そして36年9月には、建設された施設の維持および配水の管理運営をするために、公団の機構として新らしく管理事業所が設置された。こうして、公団の愛知用水事業に関する業務は、建設から管理へと大きくその体制を変えて行くことになった。

また、建設工事の完了が近づくにつれて、受益面積の確定作業も別途行なわれていた。しかし、計画変更の際に用いられた面積に比べて、約21%減の2万3,686haであることが判明したが、受益農民の負担総額にはたいした変動も考えられないから、この面積減はそのまま10a当たり負担額の増加につながり、ここに再び農民負担金の問題がクローズアップされることになった。そして、前に述べた331億円から423億円への事業費増額変更の際の負

資金の調達と運用

担金の問題が、電力および水道部門までも含めてのものであったのに対し、今回の場合は、農業部門内の負担金をいかにするかという問題であった。他方、このころ国会でもこの農民負担金のことが採り上げられたが、農林省としては当初からの予定額程度でおさめるという方向で検討を重ね、結局は、受益地をその区域にもっている岐阜県と愛知県に特別負担をしてもらうということになった。なお、負担金の対象となる総額を確定するに際して、事業費総額から控除する残存資産の価格は9億9,100万円、事業費に加算する建設利息の額は22億3,400万円となった。こうして、最後まで難航をつづけた農民負担金もようやく表9—16のとおり決定されることになり、37年12月27日、公団から各関係土地改良区に、それぞれの負担額が賦課され、同年度から50年度までの14年間で年賦払いされることになった。

表9—16 確定負担額〔37年12月〕 (単位：百万円)

負担区分		純事業費	建設利息	負担額	年償還額	
農 業	国庫	17,839	761	18,600	—	
	県	計	8,285	437	8,722	1,019
		愛知県	8,252	436	8,688	{ 1~15年 691 4~15年 324
		岐阜県	33	1	34	1~15年 4
	農民	6,357	282	6,639	{ 1年 55 2~10年 859 11~15年 373	
小計	32,481	1,480	33,961			
電力		2,142	232	2,374	1~20年 233	
水道	負担金	4,201	270	4,471	1~20年 403	
	使用料	2,385	252	2,637	{ 4~19年 288 20年 1,049	
計		41,209	2,234	43,443	(残存価格991)	

受益農民負担額の決定 完成間際に災害復旧工事が突発したものの、建設事業は若干の事務的な残務整理の業務を残して、そのほとんどが36年度なかばで終了する見通しとなったので、建設事業費の総額を確定して負担額を決定することになった。確定された事業費は総額422億円で、計画額より1億円の減となり、その内訳は表9—17のとおりである。

建設事業資金としては、上記の事業費のほかに借入金の元利支払資金が必要であったが、これは工事の進捗が遅れたので、借入時期を手控えることになったため、予定額の29億8,500万円より減少して28億7,100万円となり、結局、必要資金総額は45億7,000万円となった。これに対して、実際に建設事業用資金として調達された金額は表9—18のとおりである。なお、世銀からの借入額は、最終的には表9—19のように7種類の外国通貨を借りたことになり、その借入項目別の契約内容は36年10月に若干修正したのち、利息額の最終確定をまって、37年2月に未借入残額の契約取消しを行なった。

表9—17 確定事業費内訳
(単位：百万円)

項 目	金 額
えん堤	6,934
幹線水路	12,675
支線水路	6,304
補助ため池	1,777
開墾	700
区画整理	740
用地費	4,082
雑費	2,547
発電施設	785
水道施設	3,120
小 計	39,664
事務費	2,535
計	42,199

表9—18 資金調達額
(単位：百万円)

項 目	金 額
国庫補助金	8,000
世銀借款	1,754
余農資金	12,250
資金運用部	22,719
その他	768
計	45,491

表 9—19

世 銀 借 款 最 終 額 内 訳

(単位：千ドル)

項 目 別 内 訳	項 目	金 額	外 国 通 貨 別 内 訳	通 貨	金 額 (単位)		米ドル 換算額
		設計・工事に関する役務		1,485		米 ド ル	4,243
	工事用機械	2,533		英 ポンド	128	千ポンド	359
	畑地かんがいに関する役務	7		ドイツ マルク	564	千マルク	136
	工事期間中の利息・その他経費	847		ベルギーフラン	88	千フラン	2
				スイス フラン	349	千フラン	81
				フランスフラン	162	千フラン	33
				オランダギルダー	66	千ギルダー	18
	計	4,872		計			4,872

第 3 節 事業費のアロケーション

基本的見解 愛知用水事業が日本の T.V.A. といわれるのは、事業主と愛知用水事業体が独立した政府機関であること、事業内容がわが国最初の大規模な総合開発事業で、かんがい・発電・上水道および工業用水の4部門の建設と管理を目的とするからであるが、建設された施設を利用する各部門が、建設費用をアロケート (allocate振分ける) して負担する方式に、T.V.A. で研究された河川総合開発の費用振分けと類似していることによる。

一般に、多目的に効用を発揮する開発事業の共用費用の振分けというのは、かんがい・発電・上水道・工業用水および洪水防止などの水利用開発について、ダムなどの共用して利用する施設の建設費を、各目的別に分割することである。愛知用水事業においても、この振分けの問題が工事の設計と並んで重大な検討事項であった。もちろん、多額の投資をするに当たって、それによって得られる効用を検討することは当然であるが、総合開発事業においては各部門別の投資と、その効用を比較するためには、共用する施設の費用をいかに振分け 分担するかが問題とされる。投資によって得られる効用が、相互に比例的關係を有する物品である場合は、比較的容易に投資費用の振分けが行なわれるが、河川における総合開発のように、社会的な影響を受

ける事業の場合は、単純な計算では容易に解決されない問題である。したがって、これには決め手となる絶対的な方法はなく、個々の事業によって種々の方法が採択されている。これに関する基礎的な方法としてはつぎのようなものがあげられる。① 便益による方法 ② 妥当支出法 ③ 身替り建設法 ④ 身替り妥当支出法 ⑤ 共用設備の使用度による方法 ⑥ 優先支出法 このほか、これらのいくつかを組合わせた方法も考えられるが、実際には身替り妥当支出法およびこれを根幹とするいくつかの方法が使われている。

愛知用水事業の計画当時、わが国の産業の振興および発展に寄与するため、電源開発促進法（昭和27年法律第283号）が制定され、その第6条に つぎのように定められている。「国又は地方公共団体は、公共の利益のため河川・湖沼若しくは道路に関して、国若しくは地方公共団体が施行する工事（公共事業）が電源開発等と密接な関連を有する場合においては、電源開発などを行なう者に対し、当該公共事業の施行を委託し、又は電源開発などを行なう者から当該電源開発などの委託を受けることができる。」と。さらに、第2項に「前項の規定により委託し、又は委託を受ける場合における費用の負担の方法および割合は政令で定める」ことが規定され、法律制定の約1年後の昭和28年、愛知用水事業の調査もいよいよ本格的に進められている時期に、「電源開発促進法第6条第2項の規定による費用の負担の方法および割合の基準に関する政令」が定められた。したがって、多目的総合開発事業である愛知用水の費用負担も、この法律に準ずることとなり調査が進められた。

この政令は、発電事業のほか、かんがいおよび洪水調節その他公共事業に供される施設を「共同施設」と定義し、この建設に要する費用を「共同施設費」として、第3条にその負担割合は身替り妥当支出法を基準として算定することを定めている。そして、第4条に述べるところはつぎのとおりである。「身替り妥当支出法は、共同施設費を負担する事業主体ごとに、当該事業に係る身替り建設費および妥当投資額のうち、いずれか少い金額から当該事業主体が負担すべき専用施設費を控除した金額を算出し、その金額の合計

資金の調達と運用

額に対するその金額の比率をもって、共同施設費を按分した金額をそれぞれの事業主体の負担額とする方法」であると。農林省で計画を進めている段階においても、すべてこの方針にしたがってアロケーションが検討された。そして、かんがいによる効果、発電による効果が政令に基づく「身替り建設費および妥当投資額の算出方法に関する総理府令」によって算定され、費用負担が試算され、公団法第20条第1項による基本計画が制定された。この公団法に基づき、農林省では当初の事業基本計画に、つぎのような考え方がとられた。すなわち、「貯水池・幹線水路等農業と発電または水道の用にあわせて供される施設（以下共用施設という）の新設または変更の事業部分に係る事業費についての発電事業者または水道事業者の負担割合は、電源開発促進法第6条第2項の規定による費用の負担の方法および割合の基準に関する政令（第4条）に規定する身替り妥当支出法を基準とし、それぞれの負担額が妥当投資額をこえないように算定する。この場合において同令（第7条）ならびに身替り建設費および妥当投資額の算定方法に関する総理府令の規定を準用する。」と。農林省から示された基本計画によって、公団が作成した事業実施計画も、所要事業費の負担割合について、同様の表現が用いられた。しかし、所要事業費が用地費の増大、台風による災害、設計変更および労務資材の値上りなどによって、当初の321億円から331億円に、そして423億円（決算額422億円）と増加を余儀なくされたため、費用振分けが再検討され、いちおうこの身替り妥当支出法の考え方が踏襲された。しかし、最終的な費用負担額の決定は、電気事業者との基本協定、都市用水（上水道用水・工業用水）の需要増大、農民負担額などの問題が関連するので、関係官庁・愛知用水公団・関係各事業者間の話し合いによって行なう以外に解決の方法がなくなり、変更基本計画においてはつぎのように改訂された。「共用施設の新設または変更の事業部分に係る事業費についての発電事業者または水道事業者の負担額は、愛知用水公団がそれらの者と協定した金額とする。」と。これに基づき費用負担額は、関係者の協議によって決定されることになった。

基本方針 公団が事業費の振分けにとった基本方針は、前に述べたような見解に基づくもので、つぎのとおりである。

公団法によって、基本計画に定められた身替り妥当支出法は、第6章・第7章および第8章で記述されたダム・幹線水路など全事業に要する経費を、① 各目的に対する直接費用（専用施設費）と② 二つ以上の目的に使用される総合設備、いわゆる共用費用（共用施設費）に分ける。このうち、専用施設費は各事業目的の負担とする。共用施設費は妥当投資額（各目的についてある費用を投じて得られる効果が、経済的に無駄でないと考えられる費用の限度）と身替り建設費（多目的の事業のうち、ある一つの事業について、共用施設およびその事業の専用施設から得られる効果と同等の効果をもった施設を、その共用施設・専用施設にかえて設置する場合に必要とする推定の費用）による適切な基準によって、その効果が及ぶ全目的に振分け、それぞれの負担とするのである。

したがって、具体的には、つぎのように区分して費用の振分けをすることとなる。すなわち、用水事業費のうち、農業・発電・上水道および工業用水の各部門が共用する施設である牧尾ダムの建設費と、農業・上水道および工業用水が共用する補助ため池ならびに幹線水路の建設費を共用施設費とし、支線水路・開墾および耕地整備の工事に要する費用を農業専用施設費、発電部門および都市用水に対する発電所ならびに浄水場などの建設のための費用を、それぞれの部門の専用施設費とする。しかし、この基本的に定められた事項のほか、農林省は公団法の制定と事業基本計画を作成する際に、関係各省と協議を行なうこととし、とくに電気事業部門と工業用水道事業部門の負担割合の決定には、通産大臣の同意をとることが了解事項として30年6月16日、両省次官の間で定められた。すなわち、つぎのように申し合わされた。

「(1) ダムなど共用施設の工事費 (2) 電気事業部門および工業用水事業部門の負担割合ならびに負担額 (3) 発電事業および工業用水事業にかかる専用施設の事業主体ならびに工事主体を決定または変更しようとするときは、農林大臣は通産大臣の同意を得るものとする。」と。

資金の調達と運用

なお、別途農地局長は公益事業局長とつぎのような申し合わせを行なった。「ダムの使用料については、ダムのアロケーションを基礎として決定する。これには、ダムの償却費を含めるが、償却完了後、関西電力の負担分についてはその所有権は関西電力に帰すること。アロケーションの算定に当たっては、一般の方針によるが、妥当投資額以上には出ないこと。下流増については別に定める一般の方針に従って定める。」と。

妥当投資額の算定 身替り妥当支出法は、妥当投資額と身替り建設に基づく適切な基準によって計算された費用によって振分けを行なうことは前に述べたとおりである。しかし、身替り建設費では、実際の建設計画ほど精度の高い算定がむつかしい。また、共用事業の建設場所と同一場所に、単独でその目的に応ずる施設を建設する場合、その場所が必要不可欠の位置であるかどうかにも疑問がある。そのうえ、用水事業の費用振分けでは計画当初から、各目的の事業が共用で投資するのは単独で行なう投資効率よりも効率が高いから、したがって、身替り建設費が妥当投資額を上回ることは明らかである。以上の点から身替り建設費の算定は省略し妥当投資額だけが基準とされた。基本計画および実施計画では、身替り妥当支出法によるということになっているが、実際には妥当支出法のみが用いられる結果となった。

妥当投資額は一般には、 $(\text{年収入} - \text{年経費}) / (\text{年利回り})$ の算式によって算定されるが、電源開発促進法（第6条第2項）の規定による費用負担の計算では、この法律に基づいて、28年6月1日に制定された「身替り建設費および妥当投資額の算出方法に関する総理府令」によって定められている。この規定は、通常年経費に含まれる減価償却費とか、固定資産税が課せられる場合の税額は、便宜上一定の率として年利回りに含めることとし、分母を（利子率 + 減価償却率 + 固定資産税率）としてあらわし、さらに建設期間中の利子を算入する場合は、 $(\text{利子率} + \text{減価償却率} + \text{固定資産税率}) \times (1 + \text{建設利息の率})$ とするよう決められている。そして、年収の基礎となる多目的事業の各事業について、共用施設と当該事業の専用施設が発揮する毎年の効用に

つき、金銭に換算する方法も定められている。

発電事業については、妥当投資額は、電気事業者の電気料金算定の基礎となった総括原価を基準にして、山元1kw当たりと、山元1kwh当たりの単価を算出し、(山元1kw当たり発電単価×常時換算出力+山元1kwh当たり発電単価×常時換算電力量)によって算出する。かんがい事業については、(増加農産物の量)×価格×標準純益率によって算出される額に、その事業に関係する既存の施設の運転とか維持管理費が節減される場合には、その額を加算したものとされ、増産量に対する作物別の価格は、米麦については国の買上価格、米麦以外のものは時価を基準とすることとしている。

この他、総理府令では洪水調節による効用の見方を別に定めているが、上水道用水・鉱工業用水その他の事業については、具体的に計算方法を決めず、経済企画庁長官が国の関係行政機関の長と協議して定めることとされている。そして、愛知用水における牧尾ダムのように共用施設がダムであるために、その河川の下流にある既設の発電所において出力が増加する場合は、その増加分は発電事業について、そのダムおよび専用施設の効用とすることが規定されている。

愛知用水の場合も、この規定にしたがって、かんがい・電力両部門が算定され、都市用水部門は、この考え方に準じて計算が行なわれた。この場合、ダムのアロケーションについては、幹線水路・補助ため池が農業および都市用水部門の専用施設とみなされるので、まず、幹線水路・補助ため池の費用を両部門で負担し、その分担額を両部門の専用施設費に加算して、ダム費用のアロケーションを行なうことになった。

費用振分け(1) 愛知用水事業が調査段階から工事の実施へ移行するにしたがって、所要事業費とその費用振分けが具体的に検討された。しかし、公団設立時における費用振分けは、電源開発促進法の身替り妥当支出法によることが基本的には決っていたが、細部について未確定要素が多かった。たとえば、総理府令第3条第2項に新設する共用施設がダムであ

資金の調達と運用

って、その水系の下流にある電気事業者の既設の発電所において出力の増加する場合、その電力量も新設ダム の効用とすることとなっているが、増電量の100%を効用とするのか、何パーセントかは電気事業者の効用として割引するかが決定していなかった。また、妥当投資額算定に当たって、各部門の建設利息を割引く場合、その利率を何パーセントにするのかが確定しなかったため、農林省は期待数値を使って計算し、アロケーションおよび資金計画を作成した。その結果は表9-20のとおりである。

表9-20 計画当初における共用施設費負担比率 (単位:百万円)

区 分	農 業	電 力	都市用水	計
1 幹線水路等負担比率				
妥当投資額 (A)	26,263	—	3,741	30,004
専用施設費 (B)	8,368	—	2,838	11,206
差 額 (C)=(A)-(B)	17,895	—	903	18,798
同 上 比 率	(%) 95.20	—	(%) 4.80	(%) 100.00
2 ダム負担比率				
妥当投資額 (A)	26,263	2,554	3,741	32,558
専用施設費 (B)	8,368	867	2,838	12,073
水路等分担額 (D)	9,312	—	470	9,782
専用経費(E)=(B)+(D)	17,680	867	3,308	21,855
差 額 (F)=(A)-(E)	8,583	1,687	433	10,703
同 上 比 率	(%) 80.19	(%) 15.76	(%) 4.05	(%) 100.00

これらの未確定要素が関係者の間でほぼ決定されたのは、公団設立後、事業基本計画にしたがって、実施計画書を作成した年(昭和32年)であった。

事業実施計画作成時の数値は、公団設立と同時に、電力関係を主とし、都

市用水部門などの関係者と協議して定めた。これは、愛知用水事業のアロケーションと資金計画の具体的な基礎となったものである。このアロケーションは身替り妥当支出法によることとなっているが、前に述べたとおり、実際には身替り建設費は算定されず、妥当支出法によって、各部門の妥当投資額を計算し、この額から専用施設費を差引いた残額によって分担するよう計画された。

1 農業 農業部門における妥当投資額の算定のために、費用振分け(2)

公団が設立される以前（農林省によって計画が進められていた当時）農業受益面積3万3,071haを対象に、かんがいによる増産量とその金銭的な効果について、大規模な調査が行なわれた。なお、昭和26年以来逐次行なわれたこの調査の精度をさらに高めるため、農林省と愛知県をもって構成された調査班が、現地調査を実施するとともに、農家から作付計画につきアンケートをとって、事業施行後における作物別作付面積を推測し、市町村職員および受益者代表とこれを検討して、土地利用計画をたてた。すなわち、各作物に対する収量については、10a当たりの収量が、かんがいによって増加する量を、農業試験場における試験成績をもとに、一般農家において収穫可能な量を推算し、この収量によって10a当たりの増収と作付面積増加に伴う増収量とに区分して推定した。こうして算定された増加農産物から、かんがいによる効果が計算された。金銭への換算は、この増産量について、米は政府買入価格で、麦類の価格は効果算定のために各省間で決定した単価により、他の農作物は全国平均値の価格によって行なわれた。この結果、表9-21のような妥当投資額が見込まれた。

2 電力 電力の効果については、単純に発電所を建設することによる効果という考え方でなく、電源開発促進法に基づく費用負担の基礎としての新設発電所の発生電力量とダム建設地点より下流の既設発電所における増加電力量が問題とされた。このため、まず牧尾ダムの流入量から検討された。最初に牧尾ダム流域内で、王滝川最上流にある関西電力三浦発電所の放流

資金の調達と運用

表9—21

農業部門妥当投資額

(単位：kg・千円 △は減)

区	分	増産量	粗収益	純収益
水	稲	6,958,950	450,012	303,311
陸	稲	20,871,150	1,349,668	483,081
大	むぎ	2,307,458	70,019	14,980
裸	むぎ	4,538,374	163,545	28,130
小	むぎ	7,165,680	246,054	46,750
か	ん	7,698,750	58,511	122,028
ば	れ	8,722,500	116,300	32,665
雑	穀	△ 247,725	△ 9,909	△ 868
豆	類	△ 492,651	△ 38,265	△ 8,348
そ	さ	123,708,750	1,797,720	859,404
果	樹	19,057,500	916,740	377,962
	桑	△ 48,675	△ 22,066	5,355
	茶	25,200	6,720	2,423
な	た	△ 223,491	△ 11,032	△ 2,107
採	種	57,600 ^(B)	4,800	552
計		—	5,098,817	2,265,318

維持管理費 1億1,000万円 年収益 21億5,531万8,000円 妥当投資額 253億5,566万8,000円

(注) 本表の増産量は、旧尺貫法によつて算定されたものをメートル法に換算したもので、雑穀はきび・そば
豆類は大豆の係数によつた

が、牧尾ダム流入量に影響するため、三浦発電所の放流方式を当時のもっとも新しい需要(昭和29年度)を想定して基準を定め、昭和17年(1942)12月～27年11月までの10カ年間の流量記録によつて、三浦発電所流域の将来の流量を算出した。つぎに、これを除いた流域からの牧尾ダム地点への流入量は、当時木曾川において河川流量を測定していた^{にまろ}握測水所(岐阜県恵那郡坂下町坂下)の記録から、三浦貯水池の調整による影響(三浦発電所の流入量・放流量)を除

いた自然流量を求め、昭和5年(1930)～17年まで観測された牧尾ダム地点に近い王滝測水所(長野県木曾郡王滝村田島)の記録と、同期間の握測水所の記録によって、月別比流量比の平均値を算出し、この比と流域比から推定した。これらの作業の細部については、30年8月、木曾調事務所において、建設省、通産省、経済企画庁および関西電力の関係者が集まって、牧尾ダム流入量につき農林省から説明を受け協議を行なった。また、牧尾貯水池の貯留および放流の基本方針についても協議が行なわれ、かんがい期は、主として農業用水のための放流、非かんがい期間には、主として電力部門のための放流、都市用水は年間を通じ充足するよう放流することを定め、さらに発生電力量の算定方式についても決定をみた。

しかし、新設の発電所はともかく、下流の常盤発電所から今渡発電所に至る16カ所(当時計画中であった山口発電所までを含め、その後建設された読書第二、木曾の両発電所は含まず)の発電所の電力増強による効果については、「身替り建設費および妥当投資額の算出方法に関する総理府令」によると、「共同施設がダムであるため当該河川の下流にある発電所において出力が増加する場合は、その増加分は、当該ダムの有する効用とみなす」と規定されており、また、電気事業者間では、ダムの新設によって得られる下流発電所の利益に対して、新設施設の費用を負担することが同様に規定されている。当初、全量を妥当投資額に算入する方針が採られたが、これに対し関西電力から、既設発電所によって生ずる効用は、現存する設備に帰属するものであること、また、既設発電所の耐用年数を理由として、100%負担の基礎にはならないとの主張があって、協議の結果、70%とすることが関係者の間で決定された。

こうして、新設発電所の発生電力量と下流増の70%の電力量を基にして、表9-22のとおり妥当投資額が計算された。

3 都市用水 都市用水部門については、その販売価格によって効果は大きく影響を受けるが、その算定方式には統一された方式がなく、いちおう、

表9—22

電力部門 妥当投資額

項 目	新設発電所	下流既設発電所	合 計
最 大 出 力	10,000 ^(kw)	— ^(kw)	10,000 ^(kw)
渇水期尖頭出力	6,384	—	6,384
渇水期平均出力	3,755	18,355	22,110
常時換算出力	6,861	9,059	15,920
年間発生電力量	30,355 ^(MWH)	75,180 ^(MWH)	105,535 ^(MWH)
年間換算電力量	29,266	69,787	99,053
出 力 収 入	38,312 ^(千円)	50,585 ^(千円)	88,897 ^(千円)
電 力 量 収 入	62,746	149,622	212,368
総 収 入	101,058	200,207	301,265
運 転 管 理 費	10,600	0	10,600
純 収 益	90,458	200,207	290,665
妥 当 投 資 額	634,348	1,403,976	2,038,324

政令の計算方式に準じて算出された。愛知用水から供給される水が、需要家の蛇口から流れ出るまでに失われる水量とか、販売価格、必要な維持管理費は、その当時、他の都市で新設された施設の平均的な数値が基準とされた。

すなわち、上水道水の価格は、第2次大戦後新設された上水道の平均的販売価格を基にし、維持管理費・利子支払・減価償却費用などの原価を勘案して決定した。工業用水の価格は上水道単価を基礎とし、また、有収配水量1 m³当たりの共用施設年償還額が上水道と同額（同一水価）となるようにして決定した。なお、維持管理費については、上水道は全国平均に多少の余裕を見込み、工業用水については当時の川崎市および兵庫県の単価を参考とした。この結果 表9—23 の妥当投資額となった。

以上のような方針で各部門の妥当投資額が算定され、この額を基にして電力・水道部門はそれぞれの専用施設建設費（計画当初は専用施設建設に必要な

表9—23

都市用水部門妥当投資額

項 目	上 水 道	工 業 用 水	計
総配水量 (A)	17,850,000 ^(m³)	27,150,000 ^(m³)	45,000,000 ^(m³)
有収配水量率 (B)	75 ^(%)	90 ^(%)	
有収配水量(C)=(A)×(B)	13,387,500 ^(m³)	24,435,000 ^(m³)	37,822,500 ^(m³)
販売単価 (D)	23.0 ^(円)	6.5 ^(円)	
年 収 入 (E)=(C)×(D)	307,912,500	158,827,500	466,740,000
有収配水量1m ³ 当たり 維持管理費 (F)	7.5	1.0	
維持管理費(G)=(C)×(F)	100,406,250	24,435,000	124,841,250
純 収 益 (H)=(E)-(G)	207,506,250	134,392,500	341,898,750
資 本 還 元 率 (I)	$(0.065+0.0167) \times$ $(1+0.4 \times 0.065 \times 5)$ ^(千円)	同 左	
妥 当 投 資 額 (H)/(I)	2,248,172	1,456,040 ^(千円)	3,704,212 ^(千円)

資金を、公団が全額供給する予定であったので供給予定額)を、農業部門では、支線水路・開墾および耕地整備の費用を専用施設費に見込んで控除し、共用費用の振分けが算定された。この時の負担額算定は、純工事費（工事費と諸掛・用地費を含んだ経費）について振分けたもので、事務費については、別途工事費の負担額の割合で負担するよう計算され、表9—24の費用振分けが見込まれた。

表9—24

愛知用水事業共用施設費負担区分算定

1 工 事 費

区 分	農 業	電 力	都市用水	計
費 年 収 入	5,098,817 ^(千円)	301,265 ^(千円)	466,740 ^(千円)	5,866,822 ^(千円)
用 年 経 費	2,943,499	10,600	124,841	3,078,940
負 粗 所 得	2,155,318	290,665	341,899	2,787,882
担 妥 当 投 資 額	25,355,668	2,038,324	3,704,212	31,098,204

資金の調達と運用

(表9-24つづき)

区	分	農 業	電 力	都市用水	計
費	I 幹線水路および補助 ため池				
	妥当投資額 (A)	(百万円) 25,356	(百万円)	(百万円) 3,704	(百万円) 29,060
	専用施設費 (B)	7,664		2,920	10,584
	差 額 (C)=(A)-(B)	17,692		784	18,476
	比 率	(%) 95.76		(%) 4.24	(%) 100.00
	幹線水路および補助 ため池負担額(D)	11,253		498	11,751
用 負 担	II ダ ム				
	妥当投資額 (A)	25,356	2,038	3,704	31,098
	専用施設費 (B)	7,664	785	2,920	11,369
	幹線水路および補助 ため池負担額(D)	11,253	—	498	11,751
	計 (E)=(B)+(D)	18,917	785	3,418	23,120
	差 額 (F)=(A)-(E)	6,439	1,253	286	7,978
	比 率	(%) 80.71	(%) 15.71	(%) 3.58	(%) 100.00
ダム負担額 (G)	5,015	976	222	6,213	
III 負担額 (B)+(D)+(G)	23,932	1,761	3,640	29,333	

総事業費は331億円で、うち事務費23億円、したがって308億円が純工事費である
 残存価格は18億8,700万円（うち事務費分4億2,000万円）であるから、負担額は308億円—（18億8,700万円—4
 億2,000万円）=293億3,300万円となる

2 事 務 費

(単位：百万円)

区	分	農 業	電 力	都市用水	計
共用施設負担額		23,932	976	720	25,628
負 担 比 率		(%) 93.38	(%) 3.81	(%) 2.81	(%) 100.00
事務費負担額		1,755	72	53	1,880

電力・都市用水の事務費負担（23億円—4億2,000万円=18億8,000万円）は、共用施設費の負担額の割合による

(表9—24つづき)

3 総括

(単位：百万円)

区 分	共 用 施 設			専用施設	小 計	事 務 費	合 計
	ダ ム	幹 調 整	線 池				
農 業	5,015	11,253		7,664	23,932	1,755	25,687
電 力	976	—		785	1,761	72	1,833
水 道	222	498		2,920	3,640	53	3,693
計	6,213	11,751		11,369	29,333	1,880	31,213

第4節 アロケーションの変更

事業費の増額とアロケーションの変更 上述のように、アロケーションの方法と費用負担額は、いちおう決定されたが、事業費が33年の台風17号、翌34年の伊勢湾台風などによる一般労賃および資材の値上り、工種の変更、用地取得の難行などによって大幅に増大し、331億円から423億円（決算額422億円）となり、また一方、事業施行規模にも変動があった。

農業においては、当初見込まれた農業受益面積3万3,071haは、施工するにしたがってかんがい区域も減少し3万674.9haとなった。これは、都市近郊における農地の工場化・宅地化による転用と、これらに伴う地元農家の営農意欲の低下などが原因となったものである。このため、増産量も変化し、かんがい期間も作付形態の変化にしたがい稲作の特殊早植栽培の導入などによってその期間が延長された。このため、牧尾ダム放流に影響を及ぼし、電力部門の増加発生電力量にもはねかえることとなった。

電力においては、ダム直下に建設する発電所は、計画当初は1万4,000kwであったが1万kwに変わり、さらに、電力の供給が火主水従のかたちとなった最近の電力事情に対応し、11万kwの発電所が計画された。しかし、最終的には、下流の既設常盤発電所の対岸に、最大出力3万4,000kwの発電所

資金の調達と運用

を建設することとなり、専用施設費も7億8,500万円から35億円程度に増加した。

都市用水においては、32年12月愛知県は、名古屋南部臨海工業地帯造成計画(造成面積300万坪、年間工業生産見込額1,230億円)の進捗に伴って、必要とする工業用水の将来の需要増加を毎秒5m³と想定し、幹線水路の八幡サイホン下流の水路断面(計画断面は毎秒12m³)を拡張するよう要望した。しかし、農業受益面積3万674.9haのかんがい用水と、4,500万m³の都市用水を供給する水量を確保することで事業が計画されているので、愛知県のこの要請にこたえるためには、新たに水源を確保する必要があり、また、実質3年という短期間で工事を完成しなければならない情勢であった。このため、これをただちに変更するような基本計画をたてなおすことが困難であるとの理由で、公団は33年1月、「趣旨には賛意を表すが設計その他工事の施工は差し当たり従来どおり進めざるをえない実情にあることをお含みおき下さい」と回答し、愛知県の要望は実現にいたらなかった。ただ、既定の4,500万m³の都市用水の年間所要量については、上水道の場合1,785万m³から2,316万m³に、工業用水の場合2,715万m³から2,184万m³に変更され、専用施設工事費が共用施設の事業費と同じように、29億2,000万円から33億2,700万円と増大し、公団からの供給金は、29億2,000万円から31億2,000万円となり、約2億円の増額となった。

このように、共用施設の事業費の増額と並行して、農業・電力および都市用水各部門の専用施設の事業費も増額となり、電源開発促進法による計算では、愛知用水事業の投資効率は1を割る結果となった。したがって、身替り妥当支出法による従来の方式によってのアロケーションは算定できなくなった。電源開発促進法に基づく政令および総理府令の施行の際の関係省庁の申し合わせ事項に、つぎのような規定がある。「各事業部門の共同施設に対する投資可能限界額の合計が共同施設費より小さい場合は、この政令を適用せず関係省庁協議のうえ別途適宜な措置をとること」と。しかしこれだけで

は、この場合の具体的処置はとれない。過去における事例も、共用施設費が約10%程度の変動の場合には、事業費が増額になっても従来の負担率をスライドしているが、変動の大きい場合には、つぎのような方法がみられる。すなわち ① 当初の事業費については従来の負担率、増額分については新しい負担率を適用する方法 ② 全く新しい負担比率による方法、ただし、発電は採算限度までとして残額はその他の部門で負担する方式 ③ 従来の負担率を据え置く場合などがそれである。なお、新しい比率を採用する場合においては、その比率の算出基礎が明らかでないものが多い。したがって、事業費が大幅に増加した場合における費用振分けには、理論的に確立された方式はないといえる。事業費変更前の負担比率をスライドした例は、事例調査8カ所のうち3カ所であったが、事業費の増額幅の大きい場合は一例もなかった。しかし、愛知用水事業の場合、事業費の増額が特定の部門に限られた原因によって増大したものでないので、その増加分を限定した部門にしわ寄せすることは、負担の公平を欠くので、事業実施計画時の各事業間負担比率を原則的に踏襲することとした。事業基本計画には、電源開発促進法によることが明記されていたが、変更にあたっては、「発電事業者または水道事業者の負担額は、愛知用水公団がそれらの者と協定した金額とする」と改められ、関係者と協議が行われた。

しかし、電力部門との交渉は、関西電力が、愛知用水公団との間で昭和31年12月24日、締結した基本協定に関する覚書に、費用負担に関する方式を参考資料(発電事業に関する基本協定に基づく会社の負担額算定書)として添付した数値(15億4,900万円)があつて、会社はこれ以上負担することは困難であると強く主張した。この数値は、当初計画の最大出力1万kwの発電所の場合の効果を基礎としたものであったが、電力部門自体においては、今回のように発電所規模を3万4,000kwに変更すれば、専用施設費も増加し、したがって、身替り妥当支出法によって負担可能な額を算定すれば、総額は1億8,000万円～1億9,000万円位にしかならないので、協定時の負担額の増額には反対

資金の調達と運用

であると弁明した。このように、関西電力は、公団と締結した基本協定に添付された額までは負担する考え方を固執したが、公団としては、電力部門自体規模の変更があり、経済計算も根本的に変わってくるはずであって、基本協定の資料はあくまで算定方法を示す参考資料として添付したにすぎないもので、負担額を契約したものではなく、この際は、事業実施計画書作成時における負担比率を採り、各部門が増額部分を公平に負担すべきであると主張した。そこで、農林省と通産省も加わって協議が行なわれた。この結果、最終的な負担は、試算された負担比率と妥当投資額を基にし、35年5月28日、農林省農地局長伊東正義と通産省公益事業局長小室恒夫との間の申し合わせが成立し、牧尾ダムの建設に要する共用施設のうち、発電関係の負担額は、建設利息を含め15億8,900万円（共用施設費13億5,700万円、建設利息2億3,200万円）と決定された。なお、その際牧尾ダムの操作規程および運営方法の範囲内において、牧尾貯水池は兼山ダム地点における愛知用水計画の取水に支障をあたえない限り、発電のため有効に使用し得ることが相互に了解された。

都市用水部門については、事業主体が上水道および工業用水とも愛知県で県営事業として実施したため、県と協議のうえ、事業実施計画時の負担比率をスライドすることで了解がつき、増額になった共用事業費を基礎にして負担額が算定され、建設利息を含め11億9,500万円（共用施設費10億8,100万円、建設利息1億1,400万円）を負担することが決められた。

このようにして、電力部門と都市用水部門の負担額が決定されたため、農業部門の負担については、公団法施行令によって、総事業費から電力と都市用水部門の負担額に、それぞれの専用施設費を加算した額を差引いて農業負担額として、これを国・県および農民が分担することとなった。この農民負担額については、事業計画当初に定められた、農民10a当たり総償還額（4万3,000円ベース）に据え置く方針がとられ、公団法施行令を改め、国庫補助金・県負担金および農民負担金が決められたが、事業費の増大による農民負担金は、10a当たり単価が、政令改正による県の負担増だけでは、

計画当初に見込まれた額程度に据え置くことは困難であった。しかし、たまたま需要の伸びが予想される工業用水に、当初計画の都市用水（年間4,500万 m^3 、水利権水量毎秒1.7 m^3 ）に将来毎秒3 m^3 の追加供給が行なわれることを予想して、施設使用料（26億3,700万円）を別に負担させることにして農民負担金の増額を押えた。この施設使用料26億3,700万円は、県の特別負担という形で、いちおう処理されたが、いずれ毎秒3 m^3 の水利権が取得されたときには、あらためて、その取り扱いにつき公団と愛知県との間で処理すること

表9—25 事業費変更に伴う負担区分の変更 [36年12月] (単位：百万円)

区 分	共用施設	専用施設	計	建設利息	合 計
農 業	21,976	10,257	32,227	1,954	34,181
電 力	1,357	786	2,143	232	2,375
水 道	1,081 2,637	3,121	6,839	270	7,109
計	27,045	14,164	41,209	2,456	43,665

- 1 総事業費423億円、残存価格10億9,100万円、建設利息24億5,600万円(負担額423億円+24億5,600万円-10億9,100万円=436億6,500百万円)
- 2 水道共用施設の負担金26億3,700万円は施設使用料である
- 3 上水道建設利息は、共用施設負担分10億8,100万円に対する1億1,400万円と、専用施設31億2,700万円に対する1億5,600万円の合計を示す
- 4 農業負担区分は、国庫補助金185億9,200万円、県負担64億9,900万円、農民負担90億円（農民10a当たり負担元本2万9,633円）、計341億8,100万円である

が了解された。なお、これに関する公団と愛知県の協定は36年12月20日、締結された。（この26億3,700万円は、今回の変更にあたって、当初4,500万 m^3 で県が負担を決定した11億9,500万円から算出した1 m^3 当たり価格に5%の水路損失を見込んで1 m^3 当たり価格を8億7,900万円としたものである。）

都市用水の 昭和32年愛知県は、名古屋南部臨海工業地帯造成計画の具追加供給 体化により将来の都市用水追加取水計画をたて、これに伴い幹線水路の八幡サイホン下流の断面拡張を公団に申し入れていたが、すでに

資金の調達と運用

述べたとおり新規水源の確保および実施期間などの理由により実現しなかったが、33年には、同南部臨海工業地帯へ東海製鉄（現富士製鉄名古屋製鉄所）をはじめとして東洋レーヨン・大同製鋼などの進出が決まり、これを契機としてこの地域における各種工場の進出が著しく、工業用水の需要増大は現実の問題となってきたので、改めて工業用水の追加供給が検討された。この結果、農業受益面積の減少（3万674.9haから2万3,686.4ha）に伴う農業用水の減量分の転用と、地区内に用水の余剰水を幹線水路の有効利用との関連において措置するため、臨海工業地帯の背後地佐布里地内（知多町）に貯水量500万m³の工業用水専用の調整池（佐布里池）を建設し、用水施設ならびに木曾川自流の高度利用によって、新規に水源を確保することなく、また兼山における取水条件を変更しなくても毎秒3 m³の工業用水の追加供給が可能となることが明らかとなった。これにより公団および愛知県は水利権の変更を行なうこととして、河川管理者である岐阜県知事に対し39年7月18日、「木曾川水系木曾川筋水利使用変更許可申請書」を提出するとともに、中部地建・関西電力などに変更水利計画を説明した。この変更計画は前に述べたとおりであり39年9月5日、許可された。

この結果、さきに事業費331億が423億に増額変更され、また農業受益面積は3万3,071haから3万674.9haと減少したため、農民負担金は計画当初に見込まれた額を大幅に上回ることになった。この農民負担金を計画当初の10a当たり4万3,000円ベースに据え置くために処理された特別負担金（施設使用料）26億3,700万円が公団・県で協議され正式にアロケートされた。

なお、事業完了に伴う決算によって、最終事業費は422億円と決定したが、予算と決算の差が1億円で、全体事業費からみればわずかであったため、負担額は変更することなく据え置かれた。一方、農民負担金の対象となる受益面積は用水地域の急激な社会開発による他用途転用などがあり、建設工事の完了時期には計画変更時の面積に比べ2万3,686haと減少した。この面積減をそのままとすれば当然負担額の増加になるが、当時の諸情勢より考え前回

と同様4万3,000円ベースに据え置かれることになり、その負担は引き続き経済の伸長が著しく、工業用水の需要増加が見込まれるので、これを考慮に入れて愛知県の特別負担金が見込まれることとなった。

その後工業用水については、南部臨海工業地帯の各工場の生産増強は活発となり、とくに富士製鉄株式会社においては42年6月、第2高炉が完成するなどその需要は増加してきた。また上水道についても名古屋市周辺の人口の増加は著しく、加えて生活水準の向上、高蔵寺ニュータウンの建設などがあり、この需要も急激に増加し、昭和45年度目標需要量は毎秒3.805m³を必要とすることとなった。

この水源は愛知用水に依存することとし、公団をはじめ関係機関において対策が協議された結果、さらに減少した農業受益面積による余剰水の転用と用水施設の高度利用により供給する計画をたて、42年8月28日、公団は河川管理者である建設大臣（河川法の改正により変更）に水利使用変更許可の申請をし、前回と同様に関係機関に対して説明協議し了解を求めた結果、43年3月18日許可された。この結果、農民負担金を据え置くためにとられた特別負担は、この上水道および工業用水の施設使用料によって処理されることになった。

災害復旧の 工事終了直後に発生した昭和36年6月梅雨前線に伴う豪雨負担区分 による災害復旧費については、農業・電力および都市用水間でそれぞれ分担したが、このアロケーションは共用となる施設の復旧費をもとにして、建設負担金の負担比率によって算出した。すなわち、電力部門の牧尾ダムに関連する災害復旧費については、関西電力が負担した建設費15億8,900万円の、牧尾ダム全体事業費（決算が終っていなかったため最終的な見込額）に対する比率を算定し、この比率によって負担額を決定した。

都市用水部門については、同じ考え方によって、ダムと幹線水路の負担が見込まれたが、愛知県は農業についての負担があるので、この負担金と合わせて県との間にアロケートが了解された。

農業部門の負担については、この災害が異常な豪雨によるものであったた

資金の調達と運用

め、前に述べたとおり、特に「昭和36年6月の水害に係る施設の災害復旧事業に関する愛知用水公団法施行令の臨時特例に関する政令」が制定され、この政令によって国の負担額をふやし、県の負担金軽減と農民負担の大幅な軽減措置がなされた。負担額表については本章第2節で述べたとおりである。